

業務委託契約書（案）

収入印紙
貼 付

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 2027年度適性検査等実施業務

1 適性検査実施業務

〈実績払分〉

- 予定数量 (1) 新卒職員採用（テストセンターサービス）
データ：3,600件
別途甲が指定する対象者の詳細報告書：1,500件
- (2) 社会人経験者採用（テストセンターサービス）
データ：550件
別途甲が指定する対象者の詳細報告書：200件
- (3) 正規職員登用（ペーパーテストサービス）
データ及び結果シート：400件
- (4) 無期転換等（ペーパーテストサービス）
データ及び結果シート：200件
- 予定数量（件数）については増減がありうる。

- 契約単価 (1) データ：_____円
別途甲が指定する対象者の詳細報告書：_____円
- (2) データ：_____円
別途甲が指定する対象者の詳細報告書：_____円
- (3) データ及び結果シート：_____円
- (4) データ及び結果シート：_____円

（上記の契約単価は1件当たりの単価であり、消費税等額を含まない額である。）

〈総価払分〉

基本料金等 _____円
（うち消費税等額 _____円）

2 面接員研修実施業務

〈実績払分〉

- 予定数量 6回
予定数量（件数）については増減がありうる。

契約単価 _____円

（上記の契約単価は1件当たりの単価であり、消費税等額を含まない額である。）

契約保証金 全額免除

(総則)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書に定める業務を信義に則り誠実に実施し、履行期限(仕様書に定めるサービスの納入期限を含む。以下同じ。)までに完了するとともに、仕様書にサービスの納入が義務付けられている場合は、そのサービス(以下、納品物という)を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

(法令遵守等)

第2条 本契約の履行に当たり、乙は、甲が作成する本契約書及び仕様書に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。

2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

(疑義)

第3条 乙は、本契約書及び仕様書に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(委託期間等)

第4条 当該業務の委託期間、履行期限及び履行場所は、次のとおりとする。

委託期間：令和8年11月13日から令和9年11月20日まで

履行期限：仕様書のとおり

履行場所：仕様書のとおり

(秘密の保持等)

第5条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。ただし、乙が甲及び受検者並びに受講者を識別、特定できないように加工、集計した統計情報についてはこの限りでない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第6条 乙は、当該業務の全部又は仕様書に定める主体的部分を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。)に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

第7条 乙は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者(以下「再委託先」という。)の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。

2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める再委託先へ再委託することが不適當であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不

適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。

- 3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）が含まれた契約を締結することとする。ただし、乙と再委託先との間で既に当該契約が締結されている場合はこの限りではない。
- 4 第1項の規定に基づき、再委託先に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
- 5 乙は、再委託先による当該業務の更なる第三者への委託をさせてはならない。

（報告及び検査）

第8条 乙は、履行期限内に仕様書に定める業務を完了し、その内容について、仕様書に定める甲の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査の結果、不合格となった場合、乙は、仕様書の定めに従い遅滞なく当該業務を補正しなければならない。
- 3 乙は、月ごとに、完了した業務の数量を甲に文書にて報告しなければならない。
- 4 甲は、前項の規定による報告に係る文書の受領後、速やかにその数量を確認するものとし、数量に相違があった場合にあっては、乙にその修正を求めることができる。
- 5 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

（監督）

第9条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲の職員に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

- 2 前項の場合、乙は、甲の職員の指示に従わなければならない。

（調査等）

第10条 甲は、乙に対し、随時に当該業務に関する資料（乙の営業上の秘密に関するものを除く。）の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

- 2 甲は、事前に通知を行った上で乙の事務所に立ち入り、当該業務の実施状況及び実施結果について、調査を行うことができるものとする。この場合において、甲は、当該調査をするに当たっては、その範囲を当該業務に係るものに限るものとし、乙が甲以外の顧客から課された義務の履行に支障を及ぼさないよう努めなければならない。
- 3 前項の場合、甲は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。
- 4 第2項の調査において、本契約書又は仕様書に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
- 6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し当該業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

- 第11条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から、外部専門家による監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、速やかに当該外部専門家との間で乙所定の機密保持契約を締結した上で、これに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の事務所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、乙はこれに立ち会うものとする。この場合において、甲は、当該外部専門家が監査をするに当たって、その範囲を当該業務に係るものに限るよう求めるものとし、乙が甲以外の顧客から課された義務の履行に支障を及ぼさないよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第12条 本契約に基づく納品物の所有権は、第8条第1項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により納品物の所有権が甲に移転したときより、乙の責に帰すべからざる事由による納品物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(事故報告等)

- 第13条 乙は、履行期限までの納品が困難になるような当該業務の実施に支障をきたす事故が発生したときは必要な応急的措置を講じるとともに、直ちに甲に報告し、その指示に従うとともに、その後、速やかに事故内容等の詳細を文書により報告しなければならない。
- 2 乙は、当該業務の実施に際し、機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象が発生したときは、必要な応急的措置を講じるとともに、直ちに発生した事象の詳細を文書により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、当該業務の実施に際し、本契約書又は仕様書に定める事項に違反する若しくは違反すると疑われる事象に関する情報、本契約の実施に関する法令違反通報、内部通報、外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、前に通知を行った上で乙の事務所に立ち入り、調査することができる。この場合において、甲は、その調査の対象とする範囲を当該業務に係るものに限るものとし、乙が甲以外の顧客から課された義務の履行に支障を及ぼさないよう努めなければならない。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

(公益通報者の保護)

- 第14条 甲及び乙は、乙又は乙の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）が甲の職員、代理

人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(対価の支払)

第15条 乙は、第8条第3項の報告をしたときは、対価の支払を、甲に月単位に請求することができることとする。ただし、対価の請求額については、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 各契約単価に第8条第3項の規定により乙が甲に報告した数量を乗じて算出した額を合計した額。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
 - (2) 初回の請求時に限っては、基本料金等額。
 - (3) 前2号の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づく税率を乗じて得た額（以下「消費税等額」という。）。ただし、この場合において、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- 2 甲は、乙の適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

(支払遅延損害金)

第16条 乙は、甲が甲の責に帰すべき理由により前条の約定期限内に対価を支払わないときは、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第17条 甲及び乙は、相手方の事前の書面により承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、乙が、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、こ

の限りでない。

- 2 乙が本契約の履行を完了する前に、前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、又は乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

（特許権等の費用負担）

- 第18条 当該業務の実施に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

（著作権等）

- 第19条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

- 2 本契約に関する著作権等の取扱いは、次の各号の規定による。

- (1) 乙が開発した適性検査（内容、配列、採点方法、マニュアル、解説書等を含む。）及び面接員研修（内容、研修資料等を含む。）に関する著作権等の知的財産権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て乙に帰属するものとする。
- (2) 甲は、乙より納品された適性検査のデータ及びその結果シートについて、甲の内部においてのみ、甲の人事管理事務に必要な範囲で非独占的に一切の制約を受けることなく使用できるものとする。また、甲は乙より納品された面接員研修の内容及び研修資料について、甲の指定する受講対象者に限り提供することとし、それ以外の者へ提供を行わないものとする。
- (3) 乙は、甲に対して、甲に納品した適性検査のデータ及びその結果シート並びに面接員研修の内容及び研修資料について著作権法第20条に規定する権利（同一性保持権）を行使しないものとする。ただし、乙は甲による改変について一切の責任を負わない。

（契約不適合責任）

- 第20条 甲は、本契約に基づく納品物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償の請求をすることができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第21条 甲は、納品物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、納品から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(履行不能等の通知)

第22条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第23条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、納品物が契約不適合である場合において、第20条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第28条第1項の規定に該当する場合を除き、第1号又は第5号から第21号までのいずれかに該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。また、第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行又は是正を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (2) 第4条に規定する履行期限内に仕様書に定める業務を完了しないとき。
- (3) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 本契約の履行につき、客観的な事由に照らし不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (5) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (6) 乙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

- (7) 本契約書又は仕様書に定められた内容に違反したとき。
 - (8) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (9) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
 - (10) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
 - (11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - (12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
 - (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
 - (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
 - (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
 - (16) 反社会的勢力（暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、その他社会的妥当性を欠く不当な要求をする者をいう。）と判明した場合又は取引がある場合。
 - (17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
 - (18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。
 - (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (21) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。
- 4 前2項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合には、委託内容が既に履行されているとき、又は返還すべき納品物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

- 第24条 前条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は各契約単価に予定数量を乗じて算出した額を合計した金額に別に定める基本料金等を加えた額から第8条第3項の規定による報告が完了した期間に相当する金額又は同条第1項の規定により合格となった業務の対価を差し引いて得た金額の合計の額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第26条第2項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

- 第25条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が、甲に対し、乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第26条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第23条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、自己に生じた通常の損害につき賠償を請求することができる。
- 2 第23条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときには、乙は甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。この損害額が第24条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
- 3 甲及び乙は、本契約書又は仕様書に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- 4 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。また、当該損害賠償は、各契約単価に予定数量を乗じて算出した額を合計した金額を賠償金額の上限とする。なお、当該上限は、第5条に定める秘密の保持、第19条に定める著作権等の知的財産権等の侵害による損害及び第34条第1項に規定する損害を賠償する場合は適用されないものとする。
- 5 第10条第4項の規定により、甲が当該業務の全部又は一部を中止した場合、乙は、これによって乙に生じた損害の賠償について、甲に請求することができない。

(事情の変更)

- 第27条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

(談合等の不正行為にかかる解除)

- 第28条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行なったとき、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行なったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

- 第29条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部

又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、各契約単価に予定数量を乗じて算出した額を合計した金額に別に定める基本料金等を加えた額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、各契約単価に予定数量を乗じて算出した額を合計した金額に別に定める基本料金等を加えた金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為にかかる違約金額」という。）が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（談合等の不正行為にかかる損害賠償）

第30条 第28条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

（談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金）

第31条 乙が第29条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(補償事項)

第32条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は乙の業務委託員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

(業務の処理責任)

第33条 乙の行う当該業務の処理に誤り若しくは不適切な点等があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行うとともに、甲に生じた損害につき賠償する責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な不良や欠陥等があった場合等乙の責に基づかない場合はこの限りではない。

(知的財産権)

第34条 乙は、本契約の履行並びに納入された納品物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(損害賠償等にかかる調査)

第35条 甲は、本契約の履行について、本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は事前に通知を行った上で乙の事務所に立ち入り、調査することができる。この場合において、甲は、乙の事務所に立ち入って調査をするに当たっては、その範囲を当該業務に係るものに限るものとし、乙が甲以外の顧客から課された義務の履行に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(支払対価の相殺)

第36条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第37条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第38条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(乙の約款の適用)

第39条 本契約書及び仕様書に記載のない事項については、乙が別に定める約款が適用されるものとする。

(存続条項)

第40条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条、第13条第1項から第3項まで及び第6項、第16条、第19条第2項、第20条、第21条、第26条、第29条から前条まで並びに本条の規定は、なお有効に存続するものとする。

以上

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
日本年金機構 理事長代理人
人材開発部長 森畑 孝大 印

乙 ○○○○ ○○ ○○ 印